

# いじめ防止等に関する年間計画

	学校	児童生徒	保護者	地域・その他
4月	校内研修 コア会議 担任用チェックシート 毎月児童支援部会で確認	学級懇談	家庭用 チェックシート	PTA運営委員会 (毎月1回)
5月	コア会議 ケース会議 担任用チェックシート	土曜参観(引き取り訓練)		小中連携推進 会議(毎月1回) 地域教育協議会
6月	コア会議 いじめ防止の取り組み ( ) 学級アンケート 6/ ~	個人懇談		学校評議員会
7月	コア会議 ケース会議 担任用チェックシート 学期末集計、点検・検証			
8月	校内研修 担任用チェックシート			
9月	コア会議 ケース会議 担任用チェックシート			
10月	コア会議 ケース会議 いじめ防止の取り組み ( ) 学級アンケート 11/ ~			
11月	コア会議 ケース会議 学校教育自己診断			
12月	コア会議 担任用チェックシート 学期末集計、点検・検証	個人懇談		学校評議員会
1月	コア会議 担任用チェックシート いじめ防止の取り組み ( )			
2月	コア会議 ケース会議 担任用チェックシート 学年末集計、点検・検証	学級懇談		
3月	コア会議 担任用チェックシート 年度末点検・検証			学校評議員会

《児童支援部会》  
いじめ・不登校防止等の対策組織  
《いじめ不登校対策会議》  
(定例・適宜)

## 担任用チェックシート

### 《一人ひとりの子どものサインに敏感になるために》

いじめ防止の取組みのために、子どもたちの出す「気になるサイン」を取り上げました。教職員が子どものサインを敏感に受け取ることによって、いじめの防止、早期発見にかなりの効果があります。また、発達段階によって現れ方が異なりますので、一人ひとりに寄りそった視点が大切です。

教職員は、子どもたちが安心してサインを出せるような信頼関係を築くとともに、子どもたちの出すサインに気づき、その背景を理解しようとする姿勢が必要です。

#### ① □ 声をかけると、ビクッとする。

いじめを受けている子どもは常に緊張を強いられています。ほんのちょっとしたことにも敏感に反応することがあります。

#### ② □ イライラして反抗的になったり、攻撃的になったりしている。

いじめを受けている子どもは気持ちが不安定になります。突然怒り始めたり、ちょっとしたことでどなり始めたりすることもあります。子どもの状況に注意してみてください。自分を守るために必死な気持ちの現れかもしれません。

#### ③ □ 声をかけても返事がない。□数が少なくなった。

心の中に重いものや気にかかることがあると、それにとらわれて返事ができなかったり、気軽なおしゃべりができなくなったりします。他にも、学習への意欲を失ったり、昼食を食べなかったり、様々な活動で意欲の減退が見られます。

#### ④ □ 欠席、遅刻、早退が増えた。

学校に行けない、学校に行きたくないという、はっきりした気持ちの場合もありますし、本人は気づいていないけれど、朝になるとお腹や頭が痛くなるなど、抑うつ的な気持ちが身体症状となって現れている場合もあります。

⑤ □ ケガや傷が多くなった。

身体的な暴力によるいじめを受けた場合、子どもたちはケガや傷を隠そうとします。体の傷とともに自尊感情も傷つけられるためです。他の人に知られることでエスカレートするのではないかというおびえもあります。

また、傷によっては自傷の可能性もありますので、十分な注意が必要です。

⑥ □ 教職員を避けている。  
又は、職員室や保健室の周りをうろうろする。

一見逆に見える反応ですが、どちらも助けを求めるサインです。おびえや警戒が見られますので、信頼関係を築くのに時間がかかります。何気ない話で声をかけ始めると気持ちを出しやすくなります。

⑦ □ 紛失物が多くなった。持ち物に落書きがある。

配付したはずのプリントを何度も取りに来たり、忘れ物が頻繁に重なったりした時には、いじめの可能性も視野に入れて考える必要があります。

⑧ □ 刃物など危険なものを持つ。

自分を守るために刃物などの危険なものを持ち始めることがあります。他の子どもたちの安全のためにもすぐに止めなければなりません。すべての子どもたちにとって安全で安心できる学級であることが最も大切です。その上で、行動の原因について子どもの話をじっくり聴きます。

	特になし
--	------

◎ これらのサインを出す子どもが、必ずいじめを受けているとは限りません。いじめ以外の問題を抱えた子どももいます。一人ひとりの子どもの実態に合わせ、子どもたちがいきいきと学校生活を送ることができるよう支援していくことが大切です。

## 担任用チェックシート

### 《学級集団からのサインに敏感になるために》

いじめについては、学級集団等、子どもたちが日常多くの時間を過ごしている集団の中で生起します。子どもどうしのトラブル、人間関係のもつれ、ちょっとしたコミュニケーションの不整合などが、いじめに発展する場合があります。日常の学級集団の状況をよく見ていれば、いじめに発展する前に、その兆候に気づくことができます。

①  休み時間等に固定化した少人数のグループに分かれる傾向がある。

固定化した少人数のグループに分かれることが続くときは、子どもたちの集団の機軸が、それぞれ私的かつ排他的なものに陥っている場合が考えられます。共感や受容の人間関係が壊れかけているときに、こういう傾向が見られることがあります。

②  学校の行き帰りや休み時間等にいつも一人で過ごしている子がいる。

「自分はひとりでいたいから。」と当該の子どもが言っている場合にも、その原因を探ると他の集団に入りづらくなっている場合があります。そのような集団には、いじめの生じる可能性があります。一人で過ごしている子どもが複数いる場合には特に注意が必要です。

③  班活動や集団行動のときなどに一人でいる。

仲間はずしにあっていく可能性があります。意識的に一人の子どもを無視しているような様子がないか、周囲の子どもたちの状況も含めて、グループの関係に気をつけてください。

④  学級の子どもたちが特定の子どもの失敗や規則違反に敏感に反応する。

失敗に対して過剰にからかったり、ひやかしたりする。規則違反に対して必要以上に厳しい言葉を投げかけるなどです。いじめを行っている子どもたちには相手が悪いことをしたのだという意識があり、いじめを正当化しやすい状況になっています。時に、教職員に対して、規則違反への厳格な処分を求めてくる場合があります。必要な指導を行うことは大切ですが、子どもたちの要求の背景にある人間関係に留意する必要があります。

⑤  昼食時等の子どもたちの会話に、度を過ぎたふざけやからかうような笑いがみられる。

人と接するときの配慮、言われた人の気持ちを思いやることより、その場が面白ければよいという価値観が優先されている可能性があります。

⑥  ニックネームやあだ名が偏って使用されている。

特定の子どもだけがあだ名で呼ばれたり、反対に特定の子どもはニックネームで呼ばれてなかったり、日常見過ごしがちな呼び名に着目すると、集団の状態が見える手がかりになることがあります。誰が呼び捨てにされているか、さんづけで呼ばれているか等、よく観察してみましょう。また、呼び名を嫌がっている子どもがいる場合もあります。

⑦  子どもどうしの会話で、言葉がきつくなっている。

特定の子どもに対する言葉がきつくなっている場合もありますが、全体として荒い口調の会話が増えている場合に、集団の人間関係がばらばらになりかけていることがあります。

⑧  持ち物等に流行が見られたり、持ち物の自慢をしたりする子どもが増えている。

集団の中で、人間的な関係より持ち物等による関係が優先される傾向が見られたときは、子どもたちが人間関係に自信をなくしかけていたり、集団の価値観が歪み始めたりしていることが考えられます。その場合、その流行のものを持っていないことがいじめの発端になったり、時には、他の問題行動に発展したりする場合もあります。

⑨  まじめに取り組むことをひやかすような雰囲気生まれている。

自分に自信をなくす子どもが増えてきます。そうすると、まじめにこつこつがんばることを大切にす雰囲気なくなってきました。自信をなくした子どもたちは、まじめにがんばっている人をひやかしたり、笑ったりするようになり、それがいじめの発端となる場合があります。

⑩  授業中にあまり手を上げない子が増えた。

まじめにがんばることをひやかすような雰囲気が生まれてくると、授業中積極的に学ぶこと、手をあげたりすることは「恥ずかしい」こととなります。子どもたちは手をあげなくなり、まじめに授業に参加する子どもが失せてきます。

⑪  学校のルール等を守らない雰囲気ができている。

学校のルール等も守らないことが集団のなかに傾向として見られるときは要注意です。授業が成立しにくい、学校全体の規範意識が崩れているときに、見えないところでいじめが進行していることがあります。

⑫  教職員に距離を置く子どもが増えた。

学級の規範意識が崩れると、教職員に距離を置く子どもが増えてきます。子どもたちが心を開いてくれなくなった、話をしてくれなくなった、というときに、教職員自身の力量の問題にのみ還元せず、集団がどういう実態になっているかを見る視点が大切です。

	特になし
--	------

◎ 上記のチェックポイントに当てはまる項目があっても、必ずいじめの状況があるとは限りません。しかし、これらのチェックポイントに留意して集団づくりを進めることで、いじめの状況にいたる前に防止することができます。

◎ 学級集団というのは、言うまでもなく、一人ひとりの子どもの集まりです。集団に上記のような傾向が見られた時は、漠然と学級集団を見るのではなく、誰と誰がつながり、誰が一人で過ごしているか、というように必ず構成している一人ひとりの子どもの状況をよく見るのが大切です。

## 保存版

保護者のみなさまへ

吹田市立東山田小学校  
校長 植村 誠

### いじめサインのチェックについて

子供たちは、新年度を迎え、期待に胸ふくらませて、新しい学年・クラスでの学校生活をスタートさせました。学習や活動などにも意欲的に取り組んでくれることを願っています。

しかし、一方で子供たちの生活の様子や気持ちも日々変化していきます。私たち教職員は、子供たちの心身ともに健やかな成長を促すために、学校と家庭が協力しながら子供たちを見守っていきたいと考えます。

さて、いじめを受けている子供の多くが、「いじめを受けていることを知ったら、回りの人は、どんなに悲しむだろう」と思い、残念ながら保護者や家族に言えずに隠そうとすることがあります。以下にお示しする資料を参考にして、日常にお子さまの様子を観察してほしいと思います。何か心配なことがありましたら、担任や教職員、SSWやSCにご相談ください。ここでは、いじめのサインを①「ちょっと気になる段階」と②「対応が必要と思われる段階」に分けています。①のサインが見られる場合、「もしかしたら、いじめを受けて苦しんでいるかもしれない。」という視点を持ち、子どもの言動をよく観察し、まず学校に相談してください。①のサインが繰り返し見られる場合や、②のサインが見られたら、学校と連携を取って状況を把握するとともに、必要に応じて関係機関等に相談することが大切です。

#### ①「ちょっと気になる段階」

- 元気がなく、イライラしている。
- 朝晩のあいさつをしなくなり、会話が減った。
- 持ち物をよく失くしてくる。
- 食欲がなくなっている。
- 家族に乱暴な態度をとる。
- 帰ってくると服が汚れている。
- お金をねだる。
- 友だちからの電話への対応が暗い。
- 急に学習状況が悪くなる。成績が下がる。

#### ②「対応が必要と思われる段階」

- 教科書やノートに本人の筆跡ではない落書きがある。
- 悪口を書かれた手紙がある。
- 家のお金が無くなっている。
- 身体に不自然な傷やあざがある。
- 友達からたびたび呼び出され、嫌そうに外出する。
- 買った覚えのないものを持っている。
- 夜、眠れなかったり、夜中にうなされたりする。
- 友だちが急に遊びに来なくなり、一人でいることが増えた。
- 学校に行きたがらない。
- 衣服に汚れや靴の跡がある。
- たびたび持ち物がなくなったり、壊れたりしている。

#### 《携帯・スマートフォン・SNS等によるいじめから子どもを守るために》

◇家族で利用リスクについて話し合う。

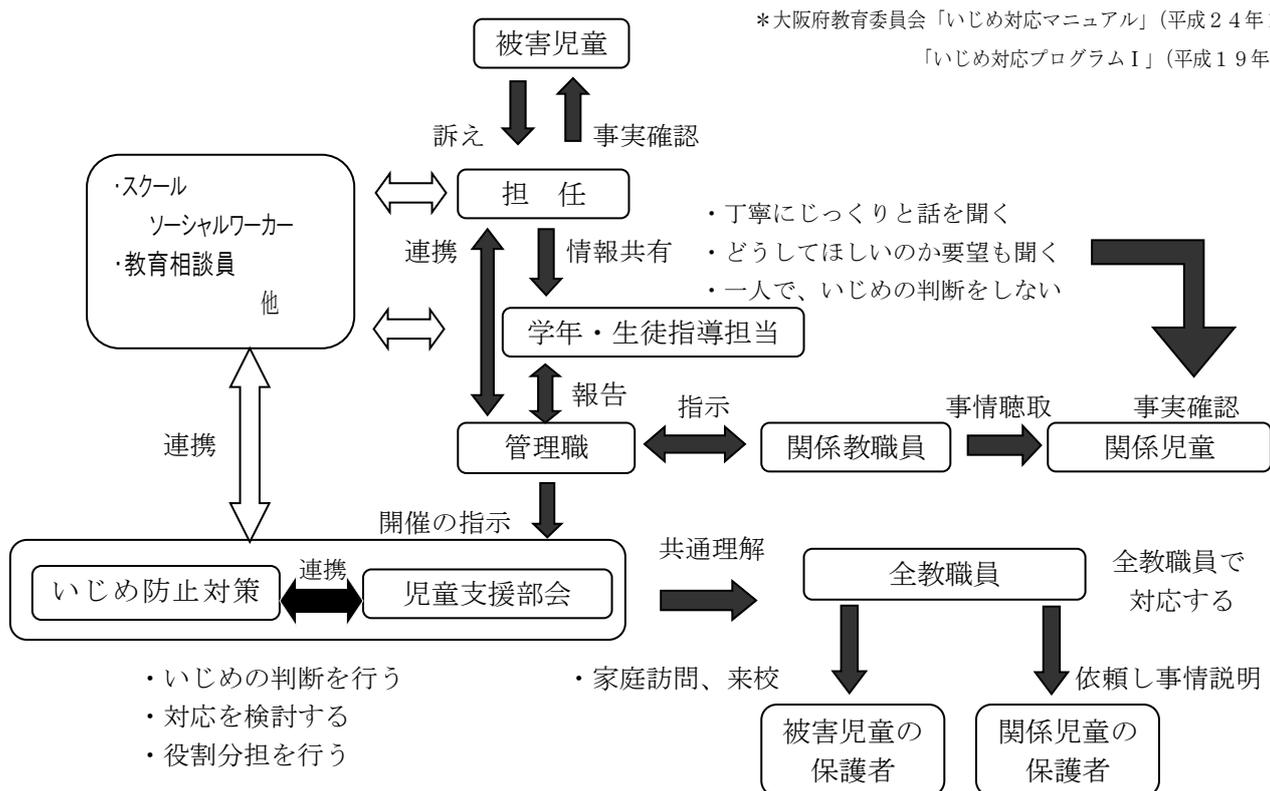
- ・ネットは全世界に広がる情報発信・受信の場である。
- ・他人の悪口、誹謗中傷、個人情報などが容易に拡散する。加害者にも被害者にもなり得る。全国的に被害が多発している。

◇ルールを作り、ルールを守らせる。

- ・使用場所、時間、使い方、アプリなどのルールの徹底を図る。

◇フィルタリングをかける。有害サイトや画像、動画から防御する。

## 【組織的な対応の流れ】



## 【留意事項】

### ○いじめを訴えてきた児童・生徒への対応（聞き取りについては複数対応）

- ・子どもの心身の状態等に配慮し、子どもの立場に立って思いを十分に聞き取る。
- ・いつ、どこで、誰に、何をされたか、事実を整理しつつ丁寧に聞き取る。
- ・聞き取りをする場所も含め、話しやすい雰囲気づくりに配慮する。
- ・結論を誘導したりせず、本人の言葉が出るまでじっくり待ち、本人の要望を十分に聞く。
- ・担任一人で、いじめかどうか判断をしない。

### ○いじめたと訴えられた関係児童・生徒への対応（聞き取り・指導については複数対応）

- ・いじめたと決め付けて話を聞くことがないように気をつける。
- ・事実関係の正確な把握や、学校から関係者への説明を適切に行うために、記録を取る。
- ・それぞれの児童から、個別に話を聞き、事実関係のつきあわせを行ないながら全体像をつかむ。
- ・目撃した児童・生徒がいた場合、その児童・生徒からも状況を聞く。
- ・携帯電話等情報機器を使用したいじめの場合、その情報がどういう経路でどの程度広がっているのかを確認する。

### ○「いじめ防止対策委員会」の組織について

- ・事実関係から、いじめの事態について判断する。
- ・いじめの事実のあるなしに関わらず、訴えた児童を支援する対応策を考える。
- ・できる限り具体的な支援策や対応策を立て、担任一人に任せることなく、全教職員で対応できるよう **詳細な役割分担**を行う。(誰が、いつ、どこで、何をするのか)
- ・保護者への説明方法、説明内容等も具体的に検討する。(複数対応をする、電話では済ませない。)
- ・スクールソーシャルワーカーや教育相談員・弁護士等との連携や緊急・重篤な事案に対しては、「警察等関係諸機関との連携」、「保護者・地域の状況説明」、「報道機関等への情報提供」など相談・協議する。